

各私立幼稚園 }
各私立認定こども園 } 設置者 様

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長

令和 6 年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書の提出について（照会）

本県の私学振興につきましては、日頃格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私立幼稚園等預かり保育推進費補助金の交付を希望する設置者は、私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を次のとおりご提出ください。

なお、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、補助対象園が改められ、新制度移行園は原則、本補助金の補助対象外となり、条件を満たす場合に限り、補助の対象とします。つきましては、新制度移行園で本補助金の交付を希望される場合には、「1 補助対象園」にて補助条件をご確認のうえ、「補助条件確認書」を計画書に添えてご提出ください。

また、昨年度まで実施していた新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業した幼稚園に係る特例措置については、今年度より廃止となりましたので、申請にあたりご注意くださいようお願いいたします。

1 補助対象園（○：補助対象 ×：補助対象外 △：条件を満たす場合は補助対象）

類型		原則	例外
幼保連携型認定こども園（施設型給付）		×	
幼稚園	幼稚園型認定こども園（施設型給付）	×	△ ^{※1}
	幼稚園（施設型給付）	×	
	幼稚園（私学助成）	○	× ^{※2}

※1 平成 26 年度に本補助金の交付を受けている園で（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園においては、移行前の幼稚園が交付を受けている）、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は補助対象とする。

（1）利用者居住市町村が「一時預かり事業（幼稚園型）」を実施していない

（2）利用者居住市町村が実施する「一時預かり事業（幼稚園型）」の実施要件を満たさない

※2 市町村から「一時預かり事業（幼稚園型）」の委託又は補助を受けている場合は補助対象外とする。

裏面もご確認ください

2 提出書類（各1部）

以下の書類を、提出書類一覧表を一番上にしてご提出ください。

- (1) 令和6年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書（第1号様式）
- (2) 令和6年度預かり保育推進費補助事業年間計画書（別紙1、別紙2）
- (3) 預かり保育実施状況がわかる書類（パンフレット・チラシ・園ホームページ等の写し。預かり保育日、時間、場所等の概要が分かるもの。）
- (4) 教育時間が分かる書類（園則の写し）
- (5) 令和6年度預かり保育専任担当教員確認票
- (6) 専任担当教員の免許状の写し（今年度の現況調査で確認済みの場合は省略可）
- (7) 私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業 事業内容確認票
- (8) 補助条件確認書（新制度移行園のみ）

※ 交付要綱及び申請書等の様式は、県ホームページよりダウンロードが可能です。

【掲載ページ】

神奈川県ホームページ > 分類からさがす > 教育・文化・スポーツ > 教育 > 私立学校 > 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 令和6年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書の提出について

※ 本通知は学校法人住所宛に送付しております。複数園にて計画を予定している場合は、園ごとに作成の上、ご提出ください。

3 提出期限

令和6年11月13日（水）必着

※期限までに提出がない場合は計画がないものとして取り扱わせていただきます。

4 提出先

〒231-8588（所在地省略可）

神奈川県 私学振興課 助成グループ 三橋宛

5 留意点

- ・ 提出書類の作成にあっては、別紙「預かり保育推進費補助事業概要」及び「預かり保育推進費補助事業年間計画書」記載上の留意事項も併せてご確認ください。
- ・ 預かり保育専任担当教員が経常費補助金や公定価格の算定対象となっているなど、他の国庫補助金の対象となっている場合は、当補助金の対象となりません。
- ・ 上記のことから、新制度移行園において、市町村の「一時預かり事業（幼稚園型）」を申請できない理由が、「預かり保育専任担当教員が公定価格の算定対象となっている」という理由である場合は、当補助金の対象となりません。

- ・ 令和4年7月1日から教員免許更新制度が廃止されましたが、教員免許状（以下、「免許状」という。）の有効期限が廃止日以前の場合、免許状が失効している可能性があります。預かり保育専任担当教員の免許状の有効性について、旧免許状又は有効期限が令和4年6月30日以前の免許状があった場合、失効していないか取得した都道府県の教育委員会に確認してください。

なお、本県で免許状を取得した場合は、別紙「更新制廃止後の教員免許状の有効性確認フローチャート（県教育委員会作成）」をご参照ください。

※現況調査時に免許状を提出されている教諭に関しては、提出は省略できます。

問合せ先

助成グループ 三橋、永見

電話 045-210-1111(内線 3773)

Eメール jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp